

## 千葉市立青葉病院診療委員会設置要綱

### 〔目的〕

第1条 千葉市立青葉病院における診療の質的向上、円滑化及び合理化を図るため、千葉市立青葉病院診療委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

### 〔所掌事務〕

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議をする。

- 〔1〕 外来・病棟及び救急部における診療に関すること。
- 〔2〕 その他委員会の目的達成を図るための必要事項に関すること。

### 〔組織〕

第3条 会議の組織は、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、臨床工学技士の職にあるもの及び事務局医事室により構成する。

- 2 委員長、副委員長はそれぞれ診療局長、統括部長の職にあるものとする。

### 〔委員長の職務〕

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

### 〔会議〕

第5条 委員会は必要に応じて委員長が召集し、議長となる。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

### 〔庶務〕

第6条 委員会の庶務は、事務局医事室において所掌する。

### 〔委任〕

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。